

稲美町教育委員会

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

稲美町教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 稲美町の現状

稲美町では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、兵庫県教育委員会が策定する「教職員の勤務時間適正化プラン」や「教職員の勤務時間適正化先進事例集」を参考に、各学校の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、稲美町においても、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。(本方針については、稲美町教育振興基本計画の更新に伴い、一部変更等が行われた。)

令和6年度、兵庫県は、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働して、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出した。稲美町においても、同取組の実施により、学校における働き方改革を推進している。

こうした取組の結果、稲美町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

1か月時間外在校等時間	教職員数 ※1	割合 ※2
80時間超	11人	6.3%
45時間超	88人	50.3%

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数

※2 教育職員175人に占める割合

一人当たりの時間外在校等時間については、月平均で概ね30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も相当数存在しており、勤務時間は二極化している。

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間)	年間720時間超 (月平均60時間)
342時間24分 (月平均：29時間)	69人	7人

2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康保持増進を図る。

ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで、質の高い教育を実現する。

- ・年次休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員100%

【R6実績：平均13.6日、10日以上取得70.9%】

- ・ストレスチェック（加古川総合保健センター実施）における総合健康リスク値120以上の所属数（全国平均が100）：0所属【R6実績：0所属】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

（1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定。
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施。

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施。
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施。
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施。※令和10年8月まで

ウ 「業務改善プロジェクトチーム（仮称）」の設置

- ・全校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催。

② 業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施。【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度。

③ ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員向けの情報教育研修の実施。

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入。
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備。

④ 「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・業務支援員、学校部活動支援員、スクールロイヤー、キャンパスカウンセラー、ワークセンター学校業務支援スタッフ、巡回型ワークセンタースタッフ等の外部人材の積極的な活用。

⑤ 制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施。

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進。

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施。

⑥ 執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進。
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備。（再掲）

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底。
- ・管理職・一般職員研修の充実。
- ・相談窓口の活用周知。

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・通学路への交通指導員の配置の継続と、登下校の安全に対して地域から理解協力を得られるよう学校運営協議会等の活用促進。
- ・放課後児童クラブの安定的な運営に向けた指定管理者との連携。

イ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・安定的な学校給食費の公会計化運営を継続。

② 教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減。
- ・デジタル技術を活用した調査方法を検討・実施。

イ 部活動

- ・中学校部活動の地域展開（令和10年8月）の実施。
- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に沿った地域クラブの募集。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・教材等の印刷業務等、授業準備における補助的業務を行うスクールサポートスタッフを継続配置。
- ・授業におけるデジタル技術の活用促進のため、ICT支援員の配置の継続と支援内容の拡大検討。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援指導補助員の適切な配置と人材確保。
- ・両中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置継続と教員との協働体制の充実のための研究。
- ・必要に応じて、日本語指導員と医療的ケア看護職員等の配置の継続。
- ・町教育支援センター（ふれあい教室）及び校内サポートルームへの適正な人材配置と運用の充実。

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進。
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずることが在校等時間の長時間

化につながらないようにするため、改善措置を実施計画に適合させる。

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）。
- ・各学校における安全衛生委員会の月1回以上の開催。
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均月80時間超の職員への産業医面談指導の実施。
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知。
- ・心の健康づくり計画に基づき、各校における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進。

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる教育委員会、学校などの関係機関が相互に連携し、学校現場の現状の共有や有効な支援などを検討する「推進会議」の設置・運営。
- ・稲美町学校統括安全衛生委員会において、本計画目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施する。

5 今後のフォローアップ

- ・推進会議及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告。
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施。
- ・様々な機会をとらえた各学校へ本計画の周知。
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修受講の周知。